

港北区公告第 152 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 17 日

横浜市港北区長 古石 正史

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料令和 8 年度 7 月期督促状 (他令和 8 年度 6 月期督促状)	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

川島	邦彦
齊藤	誠七
佐藤	正幸
齋藤	浩光
中村	尚樹
藤岡	康宏
山崎	敏彦